

第9表 食に関する指導について

(1) 食に関する学習ノート「いきいきちばっ子」の活用状況の割合

対象学校	授業で1度でも活用した学校	授業以外で1度でも活用した学校	課題や宿題として1度でも活用した学校
小学校	67.2%	38.3%	16.3%
公立特別支援学校 (小学部)	7.1%	32.1%	0%
合計	65.2%	38.1%	15.8%

(2) 食に関する授業の実施状況の割合

内容 校種	担任だけで授業を実施した学校	担任と栄養教諭又は学校栄養職員のTTで授業を実施した学校	学校栄養職員が特別非常勤講師として授業を実施した学校	地域の食の専門家の協力を得て授業を実施した学校	地場産物の食材を活用した授業を実施した学校	地域の伝統料理や行事料理を活用した授業を実施した学校	生活科・家庭科以外で体験活動を伴う授業を実施した学校	保護者が参加した食に関する指導の授業を実施した学校
小学校	67.0%	73.4%	24.6%	32.5%	55.0%	38.7%	69.6%	37.0%
中学校	42.3%	36.0%	12.1%	14.2%	44.1%	38.3%	29.4%	8.1%
公立特別支援学校	44.7%	47.4%	7.9%	5.3%	26.3%	21.1%	36.8%	18.4%
夜間定時制高等学校	6.7%	20.0%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	20.0%	0%
合計	58.0%	60.5%	20.1%	25.8%	50.3%	37.7%	55.7%	27.1%

(3) 食に関する指導推進のための体制作り状況の割合

	食に関する指導全体計画を作成してある学校	食に関する指導年間計画を作成してある学校	近隣の学校や地域の保健センター、公民館等との食に関する連絡協議会等がある学校
小学校	95.1%	81.3%	25.0%
中学校	89.8%	73.5%	22.6%
公立特別支援学校	84.2%	63.2%	0%
夜間定時制高等学校	33.3%	33.3%	20.0%
合計	92.4%	77.8%	23.4%

(注)

- 1 平成26年度活用状況である。
- 2 重複回答可である。
- 3 授業以外とは「給食時の指導」「保護者会」等での活用のことである。
- 4 食に関する学習ノート「いきいきちばっ子」は、県教育委員会HPに掲載している。
- 5 地域の食の専門家とは、生産者、調理師、栄養士等である。
- 6 体験活動とは、農作物の栽培、食品の加工・調理等をさしている。